

十日町市監査委員公表第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和元年11月29日

十日町市監査委員 水 落 雅 史

十日町市監査委員 宮 澤 幸 子

監 査 結 果 報 告

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査対象 株式会社 なかさと
- 3 監査の範囲 平成30年度の指定管理施設管理業務に係る出納その他の事務の執行状況
管理施設名 ① 十日町市清津峡溪谷歩道トンネル ② エントランス施設
- 4 監査実施期間 令和元年10月1日 ～ 令和元年11月15日
- 5 監査の方法
監査にあたっては、会計帳簿・証拠書類との照合のほか、その他の事務の執行について必要と認める監査を実施した。
- 6 監査結果
出納、その他事務について監査をした結果、おおむね適正に行われていた。
なお、一部改善すべき点が認められたので、事務処理の適正化に一層努力されたい。
- 7 意見
 - ・ 監視カメラなど施設設備の老朽化により、緊急時や災害時の対策が不十分であることから、早急に安全対策を講じられたい。
 - ・ 現在、常勤役員が不在の状況となっており、組織としての管理体制が不十分のため、改善を願いたい。
 - ・ 繁忙期のスムーズなチケット発券について、職員の負担が軽減されるよう検討、改善を願いたい。
 - ・ 所管課においては、指定管理者と連携を図りながら、施設運営に関して適切な助言・指導を要望する。

当市が誇る全国的にも注目を集める観光施設であり、今後も来館者の促進及び経営努力を図り、地域の発展のために寄与されるよう期待する。